

# 八千代市第5次基本構想

---

---

(素案)

## 第1章 将来都市像

将来都市像は、八千代市が目指すまちの姿を広く示すものであり、今後のまちづくりの基本目標となるものです。

本市は、都市と自然のバランスに優れたまちとしての特性を活かし、市民の誰もが誇りと愛着を持って暮らすことができる、やすらぎに満ちたまちづくりを推進してきました。

これを踏まえ、過去から引き継がれ、これまで守ってきた緑豊かな自然を活かし、今後想定されるまちの変化や新たな行政課題に対応しながら、全ての世代の方が安心して暮らせる生活環境を整備し、八千代市の未来に希望が持てるまちづくりを推進するため、目指すべきまちの姿を将来都市像として次のとおり定めました。

### 八千代市の将来都市像

人がつながり 未来につなぐ  
緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ

- ・「人がつながり」とは、人と人とのふれあいだけでなく、行政と地域の様々な団体との交流や連携により、市民の誰もが孤立しないまちの姿を表しています。
- ・「未来につなぐ」とは、先人たちがこれまで築いてきた歴史や文化、豊かな自然環境、活気あふれる産業を次世代へ継承しながら持続するまちの姿を表しています。
- ・「笑顔あふれる」とは、喜びや希望、活気を連想させ、安心して明るく暮らせるまちの姿を表しています。

### ※基本構想の計画期間

この将来都市像を実現するための本基本構想の計画期間は、令和3(2021)年度から令和10(2028)年度までとします。

## 第2章 基本理念

本構想で定めた将来都市像である「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を実現するため、市民憲章の精神のもと本市がまちづくりを推進するに当たって根底となる基本的な理念を、次のとおり定めます。

### 『誇りと愛着』

市民の誰もがこのまちを愛し、誇りを持ってこのまちに暮らしたい、住んでいたいと思う、そんな魅力あふれるまちづくりを推進します。

### 『共生と自立』

市民やコミュニティの自主的活動を促進し、市民と行政が互いにパートナーとして共に支え合うまち、自立するまちづくりを推進します。

### 『安心と安全』

市民の誰もが生涯にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるまち、快適で安全な生活が送れるまちづくりを推進します。

## **第3章 将来都市像の実現に向けた5つの柱**

将来都市像を実現するため、次の5つの柱を基本の目標とし、まちづくりを進めていきます。

### **第1節 ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり**

誰もが地域で、健やかに暮らせる地域社会を構築するため、市民一人ひとりが地域の中で自分らしく暮らしていく支援やサービス体制の充実を図るとともに、地域で相互に助け合う仕組を整備し、「ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり」を推進します。

### **第2節 豊かな心と文化を育むまちづくり**

次代を担う子どもたちの健やかな成長を育むため、学習環境や地域の支援体制を整備するとともに、生涯にわたり心の豊かさや充実感、自身の成長をもたらしてくれる学習、文化、スポーツ活動を誰もが気軽にできる環境を整備し、そこで生まれる交流の輪を通じて地域の将来を支える人材の育成に努め、「豊かな心と文化を育むまちづくり」を推進します。

### **第3節 安心・安全に暮らせるまちづくり**

災害や犯罪、事故などから市民の生命と財産を守るため、防災・消防体制の充実や防犯・交通安全対策など生活環境の整備に努め、迅速で正確な情報発信体制や関係機関との協力体制を推進するとともに、生活の基盤である水道水の安全で安定的な供給と下水道の適正な維持管理に努め、「安心・安全に暮らせるまちづくり」を推進します。

### **第4節 快適で環境にやさしいまちづくり**

将来にわたり快適で自然と調和した都市環境を形成するため、地域ごとの特性を活かした都市機能の充実と緑豊かな自然環境の保全、活用による調和のとれたまちを目指すとともに、持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動の推進と循環型社会の形成に向け、地球環境に配慮した「快適で環境にやさしいまちづくり」を推進します。

### **第5節 産業が元気なまちづくり**

本市の産業振興を図るため、経営基盤の強化や地域との連携を図りながら、様々な地域資源を活用して各産業が発展することで地域経済の活性化を図るとともに、誰もが生きがいを持って働くことができる就業・雇用機会の確保に努め、「産業が元気なまちづくり」を推進します。

## 第4章 施策の大綱

### 第1節 ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり

#### 1 子ども・子育て

子どもを産み育てたいと考えている市民の希望を叶えるためには、子育て期における親の心理的な孤立不安と身体的な負担の軽減や仕事と子育ての両立への支援、いつでもSOSができる相談体制の整備が求められています。

子育てをしながら働く環境の整備や妊娠・出産・子育ての時期の支援を地域全体で切れ目なく行い、誰もが子育てしたいと思うまちづくりを目指します。

#### 2 地域福祉

誰もが地域で安心して自分らしい暮らしを続けるため、市民が共に支え合う地域社会の実現が必要です。

障害者や高齢者、生活困窮者の生活の自立に向けた公的な支援に加え、地域住民同士の見守りや包括的な相談体制を推進し、地域全体でお互いが支え合い助け合いながら、誰もが生きがいや役割を持って暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

#### 3 社会保険

疾病や介護、高齢化により発生する経済的リスクを分散するための社会保険制度として、医療・介護・年金制度の健全で持続可能な運営と適切なサービス提供体制の維持が求められています。

市民の自立した暮らしの支えとなる医療・介護・年金を柱とする社会保険制度の健全な運営と、被保険者への適正な保険給付サービスの確保に努め、制度の一層の充実と運営の安定化を目指します。

#### 4 健康

誰もが命を大切にし、生涯にわたり健康で心豊かに暮らせるため、健康づくりの推進と高度で良質な医療を安心して受けられる環境が求められています。

誰もが自分の健康状態を知り、健康維持を図ることができる環境の整備とともに、疾患時に適切な対応ができる地域医療体制の人材確保と施設の整備を図り、健康でいきいきと生活できるまちづくりを目指します。

## 第2節 豊かな心と文化を育むまちづくり

### 1 教育

グローバル社会を生きる子どもたちには、自他を大切にし、尊重する心を育てることや多様性を認め、他者と協働して課題を解決する力を育てることが求められています。

道徳教育や体験活動、多様な表現活動等を通して、情操豊かな心の育成、地域を愛する心や誇りを育むための教育を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって心豊かな人間性を育む教育環境の整備を図ります。

市内の高等学校・大学との連携を働きかけ、教育を通じたまちづくりを目指します。

### 2 生涯学習

平均寿命が伸長する中、豊かな人生を送るために、生涯にわたり学習できる環境の整備と学習成果を地域活動に活かすことができる体制が必要です。

誰もが身近な場所で、学習活動に取り組める学習の機会や情報提供の充実、施設整備などの学習支援体制の充実を図るとともに、学びを通した市民相互の交流活動や得られた知識を地域社会に活かすことができる生涯学習を推進します。

### 3 文化

市民の心の豊かさや地域の魅力を高めるため、より多くの人が文化芸術に興味を持つてもらい、文化芸術活動の活性化が重要となっています。

誰もが文化芸術を身近に感じ、市民の自主的な文化活動を支援するとともに、先人が守ってきた伝統文化の継承と貴重な文化財の適切な管理・保存、観光資源としての有効活用を図り、自分たちの暮らすまちに誇りと愛着が持てるまちづくりを目指します。

### 4 スポーツ

スポーツへの関心や意欲の高まりを受けて、誰もが気軽に参加することができ、スポーツをより親しむことができる環境が求められています。

健康増進につながるスポーツの重要性や魅力を伝えることで市民の関心を高め、生涯にわたって自発的にスポーツを楽しめる機会の提供と環境の整備・充実を目指します。

## 第3節 安心・安全に暮らせるまちづくり

### 1 暮らしの安心

日常生活で起きる様々な問題や抱えている悩みごとが解消され、安心して暮らせるた

めには、消費者被害などのトラブルから市民を守る体制が求められています。

生活上で生じる様々な問題について誰もが気軽に相談でき、複雑かつ専門的な内容についても適切に対応できる相談体制の強化や、消費者被害から市民を守るための総合的な情報を提供し、日常生活における不安の解消と安心して暮らせるまちづくりを目指します。

## 2 暮らしの安全

市民の命や財産を守るためにには、消防・救急体制の充実に加え、地震や風水害などの大規模災害に備えて市民・地域・行政の連携による災害に強いまちづくりへの一層の取組が求められています。

「自らの命は、自らが守る」という「自助」の意識と、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という「共助」の精神を基本に、市民・地域・行政の連携強化による地域防災力の向上を図り、災害に強いまちの推進を図るとともに、日常生活における交通安全や防犯意識の向上を図るための啓発活動や施設の整備を行い、交通事故や犯罪のない安全なまちづくりを目指します。

## 3 上下水道

市民の健康的な生活を維持する重要なライフラインである水道を、安全で安定的に供給する体制が求められることから、水質の管理や水源の確保、災害に強い施設の整備・延命化を図ります。

また、衛生的で安全な生活を維持するため、下水道の計画的な整備と適正な維持管理を行い、汚水の適正な処理の推進と豪雨による浸水対策の強化を図ります。

上下水道事業共に長期的な視野に立った経営の効率化・健全化に努めます。

# 第4節 快適で環境にやさしいまちづくり

## 1 市街地・住環境の整備

誰もが快適で安心して暮らせるまちをつくるためには、公共施設の整備だけではなく、地域が持つ特性を活かしながら災害にも強いまちづくりが求められています。

本基本構想で示す土地利用の基本的な方針等を踏まえ、地域の特性を活かしながら、周囲の環境と調和した個性豊かな市街地の整備と土地利用の効率化、まちの強靭化を図り、計画的な整備を進めます。

安定的な住宅の供給と良好な居住環境の形成に加え、近年増加傾向にあります空き家等の管理に関する課題や、住宅の確保で特に配慮を有する者へ適切な対応を図るとともに、公園・緑地の整備・保全に努め、緑の豊かさを感じられるまちづくりを目指し

ます。

## 2 総合交通・道路環境の整備

快適に暮らせるまちをつくるためには、地域の持つ特性や交通ネットワークを活かし、より魅力的なまちを生み出すことが求められています。

事業者の協力を得ながら、地域の実情に即した交通手段の確保と公共交通機能の充実、多様な公共交通結節点の環境整備を推進します。

各種公共交通機関と運行についての連携を調整することで相互の利便性の向上を図るとともに、道路など交通施設の広域的・地域的な課題の解決や安全確保のための整備を推進し、総合的な交通機能・施設の充実を図りながら、将来を展望した総合的な交通体系の整備を目指します。

## 3 環境との共生・保全

地球温暖化や生物多様性の減少といった地球規模の問題に加え、多様化する都市型の生活環境問題が顕在化していることから、環境負荷の低減や自然環境の保全が求められています。

市民・事業者・行政が環境負荷の低減の意識を高め、生活環境の保全や地球温暖化防止に取り組むとともに、希少な動植物が生息する自然環境の確保など、中長期的な環境対策を推進していくことで、環境と共生するまちづくりを目指します。

## 4 循環型社会

誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷を抑制しながら健康で安全な生活と豊かな生態系を保全するためには、循環型社会の形成が求められています。

社会活動における廃棄物発生の抑制を促すとともに、再生利用の促進を図り、廃棄物の適正処理を図る循環型社会の構築を目指します。加えて、発生する廃棄物の種類や排出量に対応した焼却施設の整備・充実を図ります。

# 第5節 産業が元気なまちづくり

## 1 農業

農業従事者の高齢化や離農による担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題が深刻化しており、新規就農者への支援、農地を有効活用するための支援などが求められています。

生産基盤の整備や次世代に向けた多様な担い手の育成、農業経営や農地の集積・集約化の支援を行うことで農業を活性化するとともに、農作物の市内流通や消費者との交流を促進し、都市型農業の振興と農村環境の保全を図ります。

## 2 商工業

地域経済の活性化や産業振興の強化を図るため、創業への支援や企業誘致の推進、円滑な事業継承の促進、産・官・学が連携した新規事業化、地域資源を活用した新商品開発の推進が求められています。

商工業者の新たな事業展開や経営基盤の強化、安定化に向けた支援に加え、商業団体と地域との連携により市内外から更なる集客を図るなど、地域経済の活性化を目指します。

## 3 労働環境

少子高齢化が進行する中で、更なる産業の振興を図っていくためには、労働生産性の向上や優秀な人材の確保と定着、就業意欲のある人材が能力を発揮できる就業機会の拡充が求められています。

企業や個人事業者の労働生産性の向上への取組を支援するとともに、仕事と生活の両立ができるような多様で柔軟な働き方の選択肢を増やし、高齢者、女性、外国人などの多様な人材が、より多く地域で活躍できるまちづくりを目指します。

## 第5章 構想の推進のために

将来都市像の実現に向け、各施策を計画的に取り組むことが求められますが、今後見込まれる人口減少や少子高齢化の進行に伴い、限られた経営資源の選択と集中の視点に立ち、より効果的で効率的な行政運営を行うことが重要となります。

のことから、本基本構想においては、「市民にわかりやすいまちづくりの推進」、「地域の視点に立ったまちづくりの推進」、「多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信」、「持続可能な行政経営の確立」を将来都市像の実現に向けた「構想の推進のために」と位置付け、これらの視点に基づき、施策や事業を推進します。

### 第1節 市民にわかりやすいまちづくりの推進

市民が主体であるという意識を高め、自立したまちづくりを進めていくためには、市民と行政が連携して取り組みができる体制の整備に加え、その前提となる市民の知る権利に対する説明責任を行政が果たし、市政の目指している方向性や課題を市民と共有することが重要です。

そのため、市政に対する積極的な情報提供と適切な情報公開制度の運用、市民の意見を反映させる手段として政策形成過程への参加機会の充実を図ります。

### 第2節 地域の視点に立ったまちづくりの推進

住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足が課題となっている中で、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現に向け、市民・団体・事業者・行政が地域の課題や目標を共有し、連携して地域社会を支える体制が必要です。

そのため、地域課題の解決に向けて主な担い手である市民活動団体などが主体となった活動を継続的に支援し、地域づくり体制の構築を目指します。

### 第3節 多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信

価値観の変化や国際化の進展に加え、住民同士のつながりが希薄化する中、多様な価値観が尊重され、誰もが暮らしやすく、誇りや愛着が持てる魅力的なまちづくりが求められています。

立場や性別、国籍などを問わずお互いの人権を尊重し、ともに支え合いながら個性と能力が十分に発揮でき、多様性を認め合える人材の育成と誰もが活躍できる包摂性のある社会の実現を目指すとともに、本市の恵まれた自然や歴史、特産品、イベントなど、地域の観光資源の魅力を様々な機会を通じて市内外へ発信しながら、積極的で効果的なシティセールスを開催し、本市の認知度やイメージの向上、本市に対する愛着や誇りの醸成に努め、

交流人口や定住人口の増加を図ります。

#### **第4節 持続可能な行政経営の確立**

人口減少や少子高齢化の進行により税収の減少や社会保障費の増加などが懸念される中で、持続可能な行政経営の確立が求められています。

そのため、限られた人材資源の効果的な活用などにより行政全体を最適化することで業務の生産性や効率性を向上させ、総合的な経営能力の向上を図ります。

ICT を積極的に活用しながら情報のデジタル化を推進し、効率的な行政運営に努めるとともに、公共施設等の再配置を含めた適正な維持管理を推進し、行政が保有する資産の有効活用と市民サービスの向上を目指します。

## 第6章 土地利用の基本的な方針

土地は、地域の歴史や文化とともに過去から大切に引き継がれてきた、現在及び将来における市民のための限られた資源であり貴重な財産です。

今後の土地利用については、豊かな自然環境を保全しつつ、地域特有の資源や本市特有の立地を最大限に活かすため、総合的かつ計画的に行う必要があります。

のことから、自然と都市の均衡を図りながら、人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化や、大規模自然災害に備えた地域づくりを踏まえた土地利用を図るものとします。

この方針を前提として、本市の持つ自然的、社会的な特性を踏まえてゾーン別に整理し、基本計画の中で詳細について定めることとします。

### (1)自然的特性

本市は、標高 5mから 30mのなだらかな起伏が続く台地が広がり、低地を新川(印旛放水路)が市域のほぼ中央を南北に貫流し、その支流である神崎川、桑納川などの河川の周辺では、豊かな田園風景が見られます。

市域北部の市街化調整区域では、山林・畠・梨園などが多く見られ、貴重な谷津・里山が残されています。

### (2)社会的特性

本市は、市域の南端を走る京成本線八千代台駅が昭和 31(1956)年、勝田台駅が昭和43(1968)年の開業を契機に、駅周辺部から北方向に宅地化が進行しました。全国初の住宅団地を生んで以来、大規模な団地が次々に建設され、都心のベッドタウンとしての性格を強めるとともに、地域経済・雇用を支える3つの内陸工業団地が造成されました。

また、道路交通面では、国道 16 号が南北を、国道 296 号が東西を貫き、都市化に併せて幹線道路網が整備され、道路交通網の大動脈となっています。

その後、平成 8(1996)年に開通した東葉高速線沿線の駅周辺部での土地区画整理事業をはじめとする面的・総合的な都市基盤整備を展開し、良好な市街地が形成されました。現在では八千代縁が丘駅北西部における土地区画整理事業の完了とともに新たな街並みが形成されつつあります。